

*1波スト不當解雇者の地代賃等仮処分申請

日刊 労千葉

86. 2. 24

No. 2175

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七

切り反対のストは百%の正義!!

処分は全員違法・無効だ！

二月二十日、動労千葉は、東京地裁に対し第一波ストでの不當解雇者に対する地位保全等仮処分の申請を行つた。この申請は、十一・二八・二九ストの正当性を明らかにする中で、かつて前例のない違憲・違法な解雇処分の無効と一九八六年二月以降の賃金の仮払いを求めるものである。一・二九以降の職場生産点からの怒りの反撃の闘いと、この法廷での闘いを結合し、政府・当局の闘争破壊・組織破壊攻撃を断固粉碎しよう。

職場と法廷とを結合させ
怒りの反撃を

動労千葉の第一波ストライキは、まさに全国鐵労働者のやむにやまれぬ怒りを

体現したものであつたばかりか、土地問題や長期債務処理問題に示されるよう

「分割・民営化」の凶暴な本性を暴き出すものであつた。これを放つておけば、

それこそ「分割・民営化」が破綻しかねないが故に、政府や当局、そしてその先

兵・動労革マルは金切り声を上げ、前代未聞の違法・不当な重大処分を強行し、

動労千葉を叩きつぶすと共に、流動化と活性化を開始した國鐵労働者への見せしめとして闘いを圧殺せんとしたのである。

動労千葉は、こうした凶暴な攻撃にひ

るむことなく、切り拓いた地平と、労働者の真の力に確信をもち、第二波ストを貫徹し、敵の狙いを打ち碎いた。

今回の仮処分申請は、この不屈の闘いを法的側面からささえ、反撃していく突破口である。

仮処分一本訴で、
解雇撤回かちどろう

動労千葉は不當処分後、直ちに葉山弁護士を団長とする十名の弁護団を形成し

法廷闘争の体制を確立した。

そして、この日、この間の実例・判例等に照しても明らかに解雇は無効であり、

動労千葉は不當処分後、直ちに葉山弁護士を団長とする十名の弁護団を形成し法廷闘争の体制を確立した。

動労千葉の主張は、第一に、第一波ストライキの背景に、①何らの決定でもない「分割・民営化」方針を強行し、具体的な余剰人員創出の攻撃が職場で行われている。②処分攻撃など不当労働行為が続いている。③団体交渉の拒否、雇用安定協約更新拒絶宣言等があり、まさに、こうした國鐵労働者にとって直接かつ切実な課題の解決をめざして行われた第一波ストライキは全く正当であり、これを理由とした解雇は無効であること。

第二に、本件ストに対し公労法十七・十八条を適用することは憲法二八条違反であり、かつ、他と比較して甚しく均衡を失した大量不當処分であり、支部執行委員の公労法解雇は訴訟資料上も前例がないなど、明らかに動労千葉解体を狙つたものであり、解雇権の濫用である、ということである。

われわれは、不當処分への怒りをたぎらせ、処分撤回、動労千葉組織破壊攻撃粉碎へ、総力で闘いぬこうではないか。